

心をつなぐ県議会情報誌

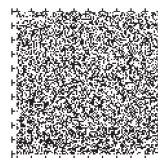
はい、

県議会です。

— 令和8年度版 — 兵庫県議会

トピック

— 持続可能な県政運営をめざして
— 厳しい財政状況での取組 —



音声コード(Uni-Voice)
ページの画面に音声コードをつけています

Uni-Voice Blind 検索



議長
北野 実



副議長
岡 つよし



物価・金利の上昇や国際情勢の不安定化などにより、本県を巡る財政環境は厳しさが続いており、今年度「起債許可団体」に移行する見通しです。そのため、県議会と知事とが情報を共有して相互理解を図りながら、限られた財源の中で、施策の選択と集中を一層徹底することにより、財政健全化と未来への投資の両立を果たし、県民の皆様にも理解が得られるよう、県民主役の行財政構造の健全化を進めてまいります。

「和を以て貴しと為す」の精神のもと徹底した議論を尽くし、合意形成を図りつつ県政を前へ進めるとともに、対話と協調を基調とした円滑な議会運営に努め、議会活動の状況や県政課題に対する議会の方向性について県民の皆様への説明責任をしっかりと果たし、覚悟と誇りをもって全力で取り組んでまいります。

行財政の健全化に向け、課題にしっかりと向き合いながら、皆様とともに次の世代に誇れる兵庫の未来を切り拓いてまいりましょう。

トピック

持続可能な県政運営をめざして ～厳しい財政状況での取組～

兵庫県では、想定を上回る金利上昇に伴う公債費負担の増加などにより、令和8年度当初予算で収支不足が発生しました。また、令和7年度決算において、実質公債費比率(3か年平均)が18%を超え、地方債発行に国の許可が必要な「起債許可団体」に移行する見込みです。

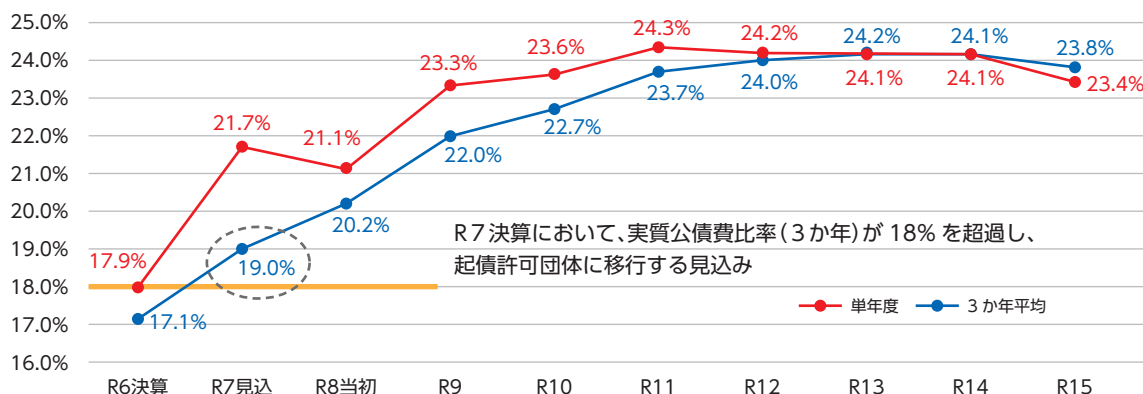
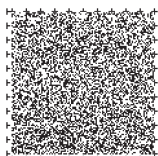
このような状況の中、財政の健全化と必要な未来への投資を両立していく必要があることから、有識者で構成する「持続可能な財政運営検討会」を設置しました。

県議会においても、知事との情報共有、相互理解を図りながら、議論を深めてまいります。

【参考】実質公債費比率とは

- ▶ 財政健全化法で定める地方公共団体の財政状況を示す指標のうち、公債費による財政負担の度合いを判断する指標
- ▶ 18%以上となる場合、起債にあたり総務大臣の許可が必要。また、早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%以上
- ▶ 起債の許可を受けるには、18%以上では公債費負担適正化計画、25%以上では財政健全化計画(要議会の議決)の策定が必要

【参考】 実質公債費 比率の推移



(出典) 第1回持続可能な財政運営検討会 資料3「今後の投資事業のあり方」

県議会のしくみ

県議会の役割

兵庫県を豊かで住みよい地域社会にするため、県民の代表者である県議会議員が集まり、県の重要な事柄を審議し、決定するところが県議会(議決機関)です。

一方、県議会で決めたことを実際に行うのは、知事、教育委員会など(執行機関)です。県議会と知事は、住民から直接選挙で選ばれた代表であり、独立対等な立場にあります。

定例会と臨時会

県議会には、年4回(2月、6月、9月、12月)定期的に開かれる「定例会」と、必要に応じて開かれる「臨時会」があります。「定例会」や「臨時会」では、その期間中に「本会議」や「委員会」を開いて審議します。

本会議と委員会

「本会議」は、議員全員で、兵庫県の意思決定を行います。

「委員会」は、少数の議員で、議案等を専門的に詳しく審査します。「委員会」には、常時設置されている「常任委員会」と、必要なときに設置する「特別委員会」があります。

また、議会の円滑な運営を行うための「議会運営委員会」を設置し、会議の進め方などを協議しています。

県議会の傍聴

本会議や委員会では傍聴席に空席があれば、どなたでも傍聴することができます。また、事前に申し出があれば、難聴の方へ磁気ループの設置、補聴イヤホン、タブレット等の貸出を行っています。

詳しくは県議会ホームページ「傍聴のご案内」をご覧ください。

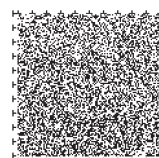


傍聴のご案内

兵庫県議会広報
PRキャラクター
ひょうぎ はかせ
兵議博士



【お知らせ】
令和8年度の
本会議は
県公館大会議室で
開催します



音声コード(Uni-Voice)

年間スケジュール(主な議会行事)

6月	6月定例県議会 ●議会運営委員会、常任委員会等の委員の選出 ●常任委員会の調査開始 行政施策の調査や現地調査などを継続して実施
7月	●常任委員会(地域開催)
8月	●地方議会協議会 県議会と市町議会との意見交換 ●各会派政務調査会 県の主要事業の進捗状況などにかかる県当局との意見交換
9月	●各会派重要政策提言 知事に対し、翌年度の県政の重要事項に関する政策を提言 9月定例県議会 ●決算特別委員会設置
10月	前年度の決算を審査
11月	●各会派予算申し入れ 知事に対し、翌年度の予算編成について申し入れ
12月	12月定例県議会
1月	●各会派政務調査会 翌年度予算の要求状況などにかかる県当局との意見交換
2月	2月定例県議会 ●予算特別委員会設置
3月	翌年度の当初予算を審査

常任委員会は毎月開催されます。
※常任委員会の詳細はP4をご覧ください。

議案の議決

条例の制定・改正・廃止、予算の決定、決算の認定、主要な契約の締結など県政の重要な事項について審議し、その可否を決定します。

選挙・同意

議長・副議長などの選挙、知事が選任する重要な人事について同意が行われます。

請願・陳情の審査

議会に提出された請願・陳情書について審査し、その内容が適当と認められる場合は、その実現に向けて執行機関等に働きかけます。

請願または陳情を提出するには…

県民からの意見や要望を県政に反映させるため、県議会に請願または陳情をすることができます。議員の紹介を必要とするものを「請願」、必要のないものを「陳情」といい、請願には記載すべき事項と受付期間が定められています。

意見書の提出・決議

県民の利益になる事柄について、国会や関係行政庁に意見書を提出するほか、議会の意思を明らかにする決議を行います。

本会議の質問

議会に提出された議案や県政全般について、執行機関に現状や考え方を問いただします。所属する会派を代表して行われる「代表質問」（6人以上の議員を有する会派にのみ認められています）と、議員個人の立場・観点で行う「一般質問」が行われています。

議案を審議する流れ

本会議

開会

議案提出

議案とは、県議会の議決を経るために、知事や議員が議長に提出する条例などの案件のことをいいます。

提案説明

提出者が議案の内容を説明します。

質疑・質問

議員が議案や県の仕事について質疑や質問を行い、知事などが答弁します。

委員会付託

提出された議案などをさらに詳しく調べるために、委員会に審査を託します。

委員会

付託議案審査

本会議で付託された議案や請願などについて、いろいろな角度からよく調べ、委員会として賛成か反対かの態度を決めます。

本会議

委員長報告

委員会の審査結果を報告します。

討論

議案について賛成か反対かを明らかにし、その理由を述べます。

表決

議案についての賛否を、原則として出席議員の過半数により決めます。

閉会

すべての議案の採決が終わると、閉会となります。採決の結果は、議長から知事に通知され、知事はこれらをもとに仕事を進めます。

質問方式

代表・一般質問における質問方式は、次のいずれかから各議員が選択します。

①一括質問・一括答弁方式

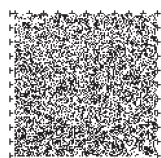
質問者が質問をすべてまとめて行い、質問終了後、答弁者がまとめて答弁します。

②一問一答方式

質問者が一問ごとに質問を行い、その都度答弁者が答弁し、質問と答弁を交互に行います。

③分割質問・分割答弁方式

質問者は複数の質問をまとめて行い、その後、答弁者が当該質問に対して答弁を行います。その後、同様の手順を繰り返します。



■常任委員会による専門的審査

常任委員会は、本会議に提案された議案などを専門的に詳しく審査するための機関で、年間を通じて継続的に開催されています。

また、常任委員会では、各所管事務等について、県内を4つの地区(『阪神』『東播・淡路』『西播』『但馬・丹波』)に分けて現地調査を行っています。



常任委員会

〈常任委員会の地域開催〉

県民の皆様に県議会の役割や機能について理解を深めていただくため、常任委員会を地域で開催します。令和8年度は総務常任委員会において地域開催を予定しています。

開催スケジュール

常任委員会名	総務常任委員会
開催場所	三木市中央公民館
開催日	令和8年7月29日(水)
内 容	・男女共同参画の推進と青少年の健全育成の推進について ・芸術文化の振興について



現地調査(農政環境常任委員会・朝来市)



地域開催(警察常任委員会・姫路市)

政務活動費

政務活動費の適正な活用により、議員の審議能力を強化し、議会の一層の活性化を図ります。

04

■交付目的

政務活動費は、会派及び議員が、その「責務」及び「役割」を遂行するのに必要な調査研究その他の活動のため、交付されます。

■執行上の原則

政務活動費は、①公益性の原則、②透明性の原則、③自己責任の原則に基づき執行されます。

■支出できる範囲

政務活動費は、次に掲げる経費に支出できます。

〔調査研究費、研修費、会議費、広報広聴費、要請陳情等活動費、資料作成費、資料購入費、事務所費、事務費、人件費〕

■交付額

議員1人あたり月額45万円が会派に交付されます。会派は、交付額を会派分と議員分に区分し、議員分は、会派、議会事務局の審査を経て、精算払いにより交付されます。

■適正な使用への取組

①議長の権限強化

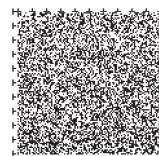
政務活動費の適正な使用を確保するため、必要に応じて、議長が収支報告書の調査を行い、その結果、議長の助言・指導に従わない場合などは、収支報告書の是正勧告及び是正命令を行うことができます。

②第三者機関の設置

「兵庫県議会政務活動費調査等協議会」(学識経験を有する委員3名で構成された第三者機関)を設置し、政務活動費の適正な使用について調査審議を行っています。

■収支報告書等の閲覧及びインターネットによる情報公開

収支報告書等は、提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日から5年間、誰でも議会事務局総務課で閲覧できます。また、県民が政務活動費に関する情報をより容易に入手できるよう、県議会ホームページで、収支報告書及び会計帳簿、領収書等を公開しています。政務活動費



音声コード(Uni-Voice)

兵庫県議会基本条例と議会改革

県議会では、議会として果たすべき責務や役割を県民に明らかにするとともに、議会が県民の負託に的確にこたえ、県民福祉の向上及び県勢の発展に寄与することを目的に、平成 24 年3月に本県議会の最高規範として「兵庫県議会基本条例」を制定しました。

県議会は、①二元代表制の下、県民を代表し、県民の意思決定を担う議事機関として、②多様な県民の意思の調整を図り、県政に反映させるため、③公平かつ公正な議論を尽くすとともに、④その機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の確立を目指します。

また、この条例に基づいて、これまでの取組や成果を確かなものとして、さらに改革を進めます。

条例が目指す
基本理念

1

二元代表制の下で、県民を代表し、県民の意思決定を担う

(知事との権能の違いを踏まえた対等で緊張ある関係の構築)

これまでに取り組んだ議会改革

◎監視及び評価、政策及び立案に関する改革

- ▶全国初となる行財政構造改革の推進に関する条例や兵庫県地域創生条例を議決
- ▶基本計画条例に基づいて議決対象とした県の重要な計画の策定について、審議・審査を通じた積極的な関与

令和7年度に
議決した計画等

- ・第2期兵庫県スポーツ推進計画の改定
- ・第5次兵庫県男女共同参画計画の策定
- ・ひょうご農林水産ビジョン2035の策定
- ・第4期芸術文化振興ビジョンの策定
- ・少子高齢社会福祉ビジョンの廃止
- ・国土利用計画（兵庫県計画）の改定

- ▶県政改革調査特別委員会の設置及び審議
- ▶文書問題調査特別委員会（百条委員会）の設置及び審議

条例が目指す
基本理念

2

多様な県民の意思の調整を図り、県政に反映させる

(県民参加の推進と広報の充実)

これまでに取り組んだ議会改革

◎本会議に関する改革

- ▶障害者等の優先傍聴座席や親子傍聴室の設置
- ▶議案に対する会派態度のホームページでの公表
- ▶県議会に係る手続きのオンライン化（請願の提出など）

◎委員会に関する改革

- ▶常任委員会及び議会運営委員会の資料をホームページで公開
- ▶県民との意見交換会の実施、団体への結果のフィードバック
- ▶地域開催の実施や若い世代との対話の充実
- ▶新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえたオンラインを活用した調査実施

◎議会活動に関する改革

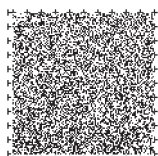
- ▶大学生の議会参加（サテライトゼミ）の実施
- ▶県議会ICT化への取組（議員への公用モバイルパソコン配布、オンライン会議のための環境整備など）

◎広報に関する改革

- ▶正副議長による定期的な記者会見の実施
- ▶本会議及び委員会のインターネットによるライブ中継及び録画配信の実施（本会議中継における手話通訳の導入を含む）
- ▶「“高校生版”ひょうご県議会だより」の発行
- ▶ホームページの全面リニューアル及びアクセシビリティの向上
- ▶キッズページの開設
- ▶若者向け議会広報ポータルサイト「ひょうご県議会だより 高校生WEB版」開設
- ▶SNSによる議会情報の発信



高校生による議会取材
（「ひょうご県議会だより 高校生WEB版」）



これまでに取り組んだ議会改革

◎本会議に関する改革

- ▶本会議における質疑・質問方式の見直し（一括質問・一括答弁方式・一問一答方式などの選択）

◎委員会に関する改革

- ▶審査、調査の充実（委員間討議、説明用パネルや資料の活用）
- ▶常任委員会資料の事前配付による質疑時間の拡充
- ▶参考人招致制度の積極的な活用
- ▶特定テーマに関する調査研究の実施

令和7年度 特定テーマの調査研究

総務常任委員会	地域創生の新たな展開～新たな技術やアイデア、担い手等による地域創生の実現～
健康福祉常任委員会	持続可能な病院経営について～あるべき医療提供体制を実現するための施策と推進体制～
産業労働常任委員会	観光振興による兵庫経済の活性化について
農政環境常任委員会	森林の多面的機能の持続的な発揮に向けた「改革」に関する調査
建設常任委員会	持続可能な公共交通のあり方
文教常任委員会	部活動の地域展開と部活動改革の推進について
警察常任委員会	特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺対策について



政調懇話会

これまでに取り組んだ議会改革

◎議員提案政策条例に関する改革

- ▶条例の調整手続きのルール化
- ▶学識者・関係団体など参考人招致による意見聴取の実施
- ▶条例提案能力向上のための研修の実施（政調懇話会）

制定実績

- ・中小企業の振興に関する条例（平成27年度）
- ・兵庫県県産木材の利用促進に関する条例（平成29年度）
- ・障害者等による情報の取得及び利用並びに意思疎通の手段の確保に関する条例（愛称：ひょうごスマイル条例）（平成29年度）
- ・中小企業の振興に関する条例の一部を改正する条例（令和元年度）

◎議会活動に関する改革

- ▶選挙期日と議員任期の「ずれ」の解消（令和5年4月解消）
- ▶全国議長会、各種協議会を通じた県提案の発信
- ▶政務活動費適正使用のための取組
- ▶県議会のICT化の推進
- ▶兵庫県議会業務継続計画（BCP）の策定

※災害時などに議会の機能維持を図る計画です。



BCP

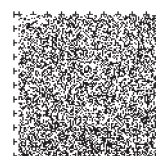
「兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例」の制定（令和7年6月）

制定の目的

兵庫県議会議員の責務及び政治倫理基準等を定めることにより、政治倫理の確立を図るとともに、公正で民主的な県政の発展に寄与することを目的としています。

主な内容

議員の品位及び名誉を損なう行為や、人権侵害行為、議員権限の濫用、公正を疑われる金品や道義的な批判を受ける寄附の受領などを禁止する行動規範を定めるとともに、政治倫理審査会の設置要件などを規定しています。



1 県民と対話する県議会

(1) 県民との意見交換

① 常任委員会の地域開催

県民に開かれた県議会の促進と常任委員会の傍聴機会の拡充等を目的に年1回の地域開催を実施します。

② 県議会サテライトゼミの開催

県内大学生による地域創生等の調査研究活動について学生との意見交換を行います。

③ 常任委員会での若者等との対話の実施

管内調査で若い世代との意見交換を行います。



県議会サテライトゼミ

(2) オール県議会での情報発信

① 議会広報の充実

「ひょうご県議会だより」を年4回発行するほか、議会活動を紹介する動画をYouTube等で発信します。

県議会ホームページでは、最新の議会情報の発信、本会議等のライブ中継・録画映像の配信や常任委員会・議会運営委員会の資料等、県議会に関する様々な情報を幅広く、わかりやすく提供します。

また、SNSによるリアルタイムな情報発信も行います。

② 若者向け議会広報ポータルサイト

「ひょうご県議会だより 高校生WEB版」の運営

高校生をはじめとする若い世代に県議会を身近に感じていただく機会を創出するため、令和6年3月、県議会ホームページ内に「ひょうご県議会だより 高校生WEB版」を開設しました。高校生ならではの視点で議員取材し、その内容を楽しいコンテンツにして掲載中です。



県議会だよりNo.149号
(令和8年春号)



ひょうご県議会だより 高校生WEB版

2 政策提言機能強化を目指す県議会

(1) 政策提言機能の強化

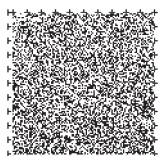
議員等の政策立案・提言力並びに政策法務能力の向上を図るため、政調懇話会の実施などにより審議の充実を図ります。

(2) 政務活動費の適正使用、公文書の適正管理

政務活動費を活用した調査研究等の活動を積極的に行い、本会議・委員会での質問や県政報告等の政策立案に活かしていきます。また、第三者機関設置により政務活動費の適正使用等の調査審議と県議会ホームページでの収支報告書等の情報公開に取り組みます。

(3) 市町議会、他府県議会との連携、国際交流の推進

県議会と市町議会による地域創生に向けた課題解決策を議論する協議会等を開催します。



3 スマート県議会

(1) 県議会のICT化の推進

議会公用モバイルパソコンの活用により、本会議を含む全ての会議においてペーパーレス化を継続し、効率的な議事運営を推進します。

(2) 県議会のユニバーサル化

視覚障害者向けに点字広報紙と音声広報CDを発行します。また、聴覚障害者向けに本会議中継へ手話通訳を挿入します。



本会議でのモバイルパソコン活用

(3) 県議会から進める働き方改革

ICT化の推進やワークスタイル、ライフスタイルの見直しにより、議員及び県職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

県議会の広報

広報紙の発行



議会広報

総合情報誌 「はい、県議会です。」

- 年1回発行
- A4冊子
- 県議会のしくみ等をわかりやすく解説

ひょうご県議会だより

- 年4回発行
- タブロイド判4ページ
- 各定例会の審議内容等を掲載

点字広報「議会だより」 声の広報

「お元気ですか、県議会です。」

- 視覚障害者の方に「ひょうご県議会だより」の内容を点字や音声により紹介

ホームページ、SNS



議会
ホームページ

ライブ中継・録画配信

本会議、常任委員会等をYouTube等で配信



議会広報動画

議長あいさつ、副議長あいさつ、常任委員会の活動紹介動画をYouTubeに掲載
(新体制での動画は、8月以降に順次公開予定)



キッズページ

小学生を対象に議員の仕事や選挙に関する
ことなど県議会についてわかりやすく紹介



ひょうご県議会だより高校生WEB版

公募による高校生が制作した議会に関する
楽しいコンテンツを掲載



Facebook・X

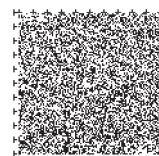
県議会トピックスや定例会
日程等の新着情報をいち早
く提供



Facebook



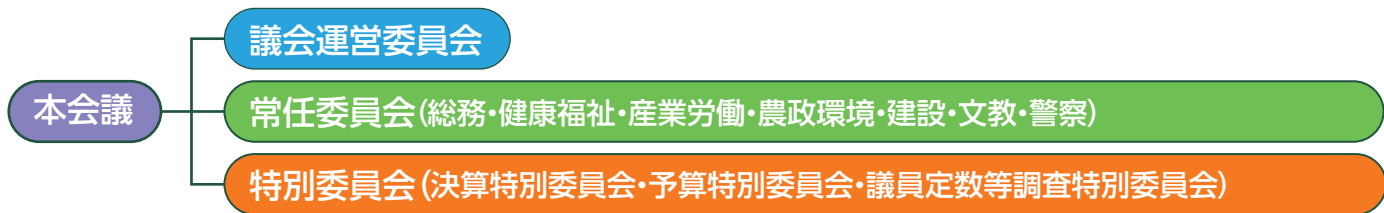
X



音声コード(Uni-Voice)

委員会

委員会は、本会議に提案された議案などを専門的にくわしく審査するための機関です。議員はいずれか一つの常任委員会に所属しています。



※決算特別委員会は9月定例会で、予算特別委員会は2月定例会でそれぞれ設置されることが通例となっています。

議会運営委員会

議会を公正かつ円滑に運営するため、定例会の会期や議事日程など、議会の運営に関する事項など

- | | |
|-------------|-------------|
| ◎山口 晋平(自民) | 谷井いさお(公明) |
| ○高橋みつひろ(維新) | 戸井田ゆうすけ(自民) |
| 松本 裕一(自民) | 北口 寛人(自民) |
| 谷口 俊介(自民) | 風早ひさお(自民) |
| 上野 英一(県民) | 飯島 義雄(維新) |
| 島山 清史(公明) | 斉藤なおひろ(維新) |

総務常任委員会

定数 13

地域創生の推進、政策形成の推進、参画と協働の推進と青少年の健全育成、デジタル化の推進、持続可能な行財政基盤の確立、防災危機管理対策、スポーツ振興など

- | | |
|------------|------------|
| ◎橘 秀太郎(自民) | 増山 誠(躍動) |
| ○住本 陽子(維新) | 上野 英一(県民) |
| 長崎 寛親(無所属) | 島山 清史(公明) |
| 庄本えつこ(共産) | 谷井いさお(公明) |
| 水田裕一郎(自民) | 長瀬たけし(自民) |
| 大前はるよ(自民) | 高橋みつひろ(維新) |
| 内藤 兵衛(自民) | |

健康福祉常任委員会

定数 13

安全安心な健康福祉社会の実現に向けて、高齢者、障害者福祉の推進や子育て支援の充実、医療確保と健康づくりなど

- | | |
|------------|------------|
| ◎小泉 弘喜(公明) | 伊藤 傑(自民) |
| ○白井かずや(自民) | 北野 実(自民) |
| 久保田けんじ(共産) | 別府けんいち(維新) |
| 前田ともき(県民) | 青山 暁(維新) |
| 麻田 寿美(公明) | 太田やすふみ(自民) |
| 白井たかひろ(躍動) | 藤田 孝夫(自民) |

産業労働常任委員会

定数 12

地域産業・商業の活性化、働く場の確保・創出、職業能力の向上による産業・雇用政策の総合的推進、国際交流の推進、ツーリズムの振興など

- | | |
|------------|------------|
| ◎飯島 義雄(維新) | 越田 浩矢(公明) |
| ○伊藤 栄介(自民) | 赤石まさお(無所属) |
| 北村 智(維新) | 竹尾ともえ(公明) |
| 中村 大輔(維新) | 松本 隆弘(自民) |
| 岡 つよし(自民) | 山口 晋平(自民) |
| 黒田 一美(県民) | 石川 憲幸(自民) |

農政環境常任委員会

定数 12

食料の安定供給と農林水産業の持続的発展、地域環境への負荷低減と地球環境問題への対応、自然環境の保全と再生など

- | | |
|-------------|------------|
| ◎富山 恵二(自民) | 北浜みどり(自民) |
| ○小西ひろのり(県民) | 丸尾 まき(無所属) |
| さかたたかのり(維新) | なかい隆晃(維新) |
| | 中田 英一(県民) |
| | 岸本かずなお(公明) |
| | 北口 寛人(自民) |
| | 大上 和則(自民) |
| | 大豊 康臣(自民) |

建設常任委員会

定数 12

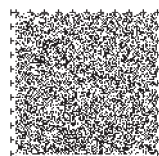
道路・空港など交通基盤等の整備、河川・砂防・港湾・海岸事業など安全・安心な県土づくり、魅力あるまちづくり、快適な住まいづくりなど

- | | |
|------------|------------|
| ◎松本 裕一(自民) | 伊藤 勝正(公明) |
| ○松尾 智美(公明) | 長岡 壯壽(自民) |
| 迎山 志保(県民) | 石井 秀武(無所属) |
| 奥谷 謙一(自民) | 浜田 知昭(自民) |
| 鏑木 良子(維新) | 北川 泰寿(自民) |
| 大原 隼人(維新) | |

◎=委員長 ○=副委員長

※健康福祉、農政環境、建設、警察常任委員会は欠員各1名

※議員のデータは令和8年6月24日現在



文教常任委員会

定数 12

絆を深め在りたい未来を創造する力・予測困難な時代を生き抜く力の育成、全ての子供達が安心して過ごせる学校・家庭・地域等の構築、教育環境の整備充実など

- | | |
|------------|------------|
| ◎門 隆志(維新) | 小林 昌彦(無所属) |
| ○前井 まき(自民) | 佐藤 良憲(維新) |
| 脇田のりかず(維新) | 橋本 成年(県民) |
| 大塚 公彦(公明) | 藤本 百男(自民) |
| 里見 孝枝(公明) | 風早ひさお(自民) |
| 村岡真夕子(自民) | 山本 敏信(自民) |

警察常任委員会

定数 12

重要凶悪犯罪、特殊詐欺、サイバー犯罪など県民の日常生活に不安を与える身近な犯罪の徹底検挙、各種犯罪を未然に防ぐ活動の推進など

- | | |
|------------|-------------|
| ◎天野 文夫(公明) | 北上あきひと(県民) |
| ○大矢 卓志(維新) | 戸井田ゆうすけ(自民) |
| 菅 雄史(公明) | 黒川 治(自民) |
| 吉岡たけし(自民) | 岸口みのる(躍動) |
| 谷口 俊介(自民) | 斉藤なおひろ(維新) |
| 原テツアキ(自民) | |

議員定数等調査特別委員会

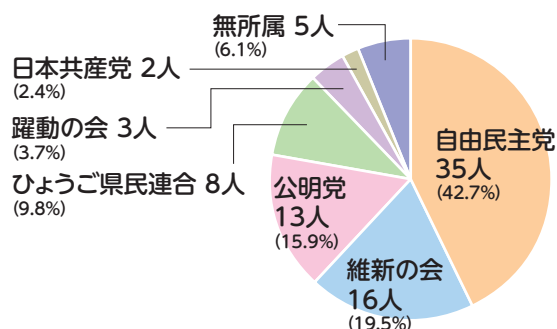
- | | | | | | |
|--------|---------|-------|-------|--------|--------|
| ◎藤田 孝夫 | 橘 秀太郎 | 伊藤 勝正 | 谷口 俊介 | 上野 英一 | 高橋みつひろ |
| ○門 隆志 | さかたたかのり | 水田裕一郎 | 内藤 兵衛 | 岸本かずなお | 北川 泰寿 |

会 派

「会派」とは、政治上の主義や政策を同じくする議員が集まり、議会活動を共に行う団体のことです。県議会では会派を中心とした活動が行われています。

【会派別構成】

現員 82人(欠員 4人) 令和8年6月24日現在



【会派役員名簿】

兵庫県議会自由民主党議員団

幹 事 長 北口 寛人
副 幹 事 長 風早ひさお
副 幹 事 長 大上 和則
副 幹 事 長 前井 まき
政務調査会長 戸井田ゆうすけ
政務調査副会長 長瀬 たけし
政務調査副会長 太田やすふみ

兵庫県議会公明党議員団

団 長 岸本かずなお
副団長兼幹事長 谷井いさお
筆頭副幹事長 島山 清史
副 幹 事 長 竹尾ともえ
政務調査会長 小泉 弘喜
政務調査副会長 菅 雄史

躍動の会兵庫県議会議員団

幹 事 長 増 山 誠
政務調査会長 白井たかひろ

日本共産党兵庫県会議員団

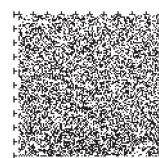
団 長 庄本えつこ
政務調査会長 久保田けんじ

維新の会兵庫県議会議員団

団 長 高橋みつひろ
幹 事 長 斉藤なおひろ
副 幹 事 長 青山 暁
政務調査会長 飯島 義雄
政務調査副会長 別府けんいち

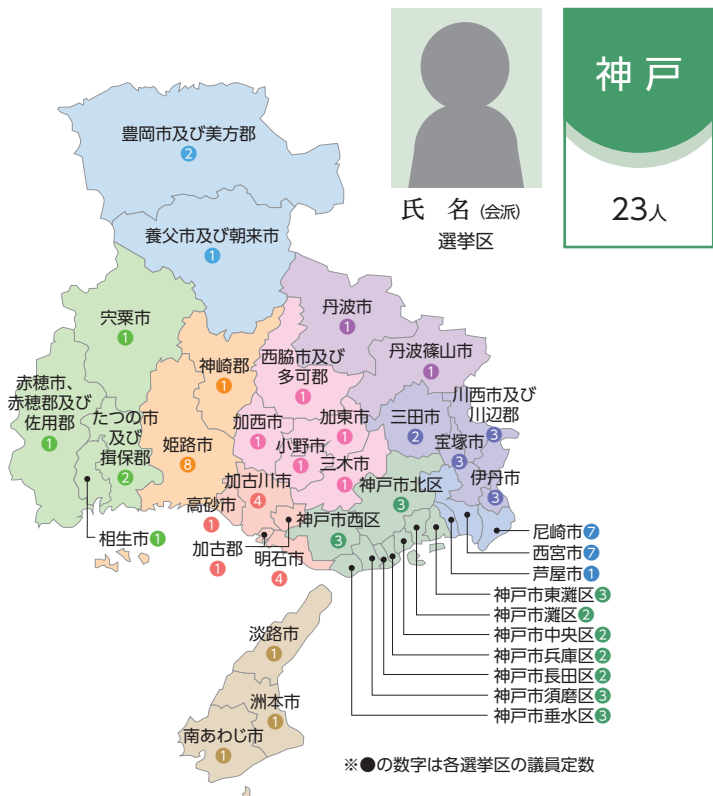
兵庫県議会ひょうご県民連合議員団

幹 事 長 上野 英一
副 幹 事 長 北上あきひと
政務調査会長 中田 英一
政務調査副会長 橋本 成年



議員紹介

条例により県議会議員の定数は86人、38の選挙区から選出することとされています。
任期は、令和5年4月30日から令和9年4月29日までの4年間です。



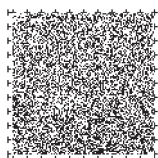
赤石まさお(無所属) 神戸市東灘区	前田ともき(県民) 神戸市東灘区	長瀬たけし(自民) 神戸市東灘区	北浜みどり(自民) 神戸市灘区
白井たかひろ(運動) 神戸市灘区	北村 智(維新) 神戸市中央区	伊藤栄介(自民) 神戸市中央区	長崎寛親(無所属) 神戸市兵庫区
菅 雄史(公明) 神戸市兵庫区	中村大輔(維新) 神戸市北区	奥谷謙一(自民) 神戸市北区	大塚公彦(公明) 神戸市北区

越田浩矢(公明) 神戸市長田区	なかい隆晃(維新) 神戸市長田区	住本陽子(維新) 神戸市須磨区	島山清史(公明) 神戸市須磨区	伊藤 傑(自民) 神戸市須磨区	大矢卓志(維新) 神戸市垂水区	黒田一美(県民) 神戸市垂水区	吉岡たけし(自民) 神戸市垂水区

高橋みつひろ(維新) 神戸市西区	谷口俊介(自民) 神戸市西区	石井秀武(無所属) 神戸市西区				
大原隼人(維新) 尼崎市	小泉弘喜(公明) 尼崎市	丸尾まさ(無所属) 尼崎市	谷井いさお(公明) 尼崎市			

庄本えつこ(共産) 尼崎市	黒川 治(自民) 尼崎市	別府けんいち(維新) 尼崎市	増山 誠(運動) 西宮市	大前はるよ(自民) 西宮市	竹尾ともえ(公明) 西宮市	脇田のりかず(維新) 西宮市	北川泰寿(自民) 西宮市

小西ひろのり(県民) 西宮市	久保田けんじ(共産) 西宮市	青山 暁(維新) 芦屋市				
里見孝枝(公明) 伊丹市	佐藤良憲(維新) 伊丹市					



※議員のデータは令和8年6月24日現在



門 隆志 (維新)
宝塚市



風早ひさお (自民)
宝塚市



橋本成年 (県民)
宝塚市



斉藤なおひろ (維新)
川西市及び川辺郡



北上あきひと (県民)
川西市及び川辺郡



麻田寿美 (公明)
川西市及び川辺郡



中田英一 (県民)
三田市



白井かずや (自民)
三田市



北口寛人 (自民)
明石市



岸口みのる (躍動)
明石市



伊藤勝正 (公明)
明石市



松本隆弘 (自民)
明石市



迎山志保 (県民)
加古川市



鐔木良子 (維新)
加古川市



岸本かずなお (公明)
加古川市



松本裕一 (自民)
加古川市



山本敏信 (自民)
高砂市



岡つよし (自民)
加古郡



内藤兵衛 (自民)
西脇市及び多可郡



村岡真夕子 (自民)
三木市



小林昌彦 (無所属)
小野市



大豊康臣 (自民)
加西市



藤本百男 (自民)
加東市



飯島義雄 (維新)
姫路市



松尾智美 (公明)
姫路市



天野文夫 (公明)
姫路市



戸井田ゆうすけ (自民)
姫路市



北野 実 (自民)
姫路市



さかたかのり (維新)
姫路市



水田裕一郎 (自民)
姫路市



上野英一 (県民)
神崎郡



富山恵二 (自民)
相生市



山口晋平 (自民)
たつの市及び揖保郡



長岡壮壽 (自民)
赤穂市、赤穂郡及び佐用郡



前井まき (自民)
宍粟市



橘秀太郎 (自民)
豊岡市及び美方郡



藤田孝夫 (自民)
養父市及び朝来市



大上和則 (自民)
丹波篠山市



石川憲幸 (自民)
丹波市



浜田知昭 (自民)
洲本市



太田やすふみ (自民)
南あわじ市



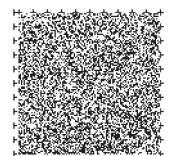
原テツアキ (自民)
淡路市

※「はい、県議会です。」で使用している
会派名の略称は、次のとおりです。

自由民主党 …… (自民)
維新の会 …… (維新)
公明党 …… (公明)
ひょうご県民連合 …… (県民)
躍動の会 …… (躍動)
日本共産党 …… (共産)
無所属 …… (無所属)



議員紹介



音声コード(Uni-Voice)

県議会のあゆみ

明治

●12年5月

神戸市中央区山本通の真宗本願寺説教所を仮議場に第1回県議会開会。

●15年4月

県会議事堂が完成。

●35年4月

県庁舎(県会議事堂を含む)が完成。



初代県会議事堂(八角堂)

大正

●11年11月

県会議事堂が完成。



前県会議事堂

昭和

●22年4月

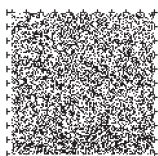
新選挙法による県議会議員選挙。(72人でスタート)

●22年5月

地方自治法施行のもとで、第1回(定例)県議会開会。

●24年4月

女性議員(平岡藤永氏)初めて誕生。(津名郡補欠選挙)



●31年10月

「兵庫県定例会回数条例」を公布。(年4回)

●38年5月

「兵庫県委員会条例」を公布。

●45年12月

議事堂、県庁第2号館が完成。

●53年5月

県議会100年記念祭典。

平成

●2年3月

県庁第3号館(議会玄関を含む)が完成。



3号館議会玄関

●7年1月

第237回(臨時)県議会開会。阪神・淡路大震災による災害対策審議のため招集。

●7年6月

県議会議員選挙。(震災により2か月延期で実施)

●12年4月

「兵庫県議会情報公開条例」を公布。(13年4月1日施行)



●24年3月

「兵庫県議会基本条例」を公布。(同年3月23日施行)



●26年9月

「兵庫県政務活動費の交付に関する条例」を改正。(議長権限強化・第三者委員会設置)



●29年6月

平成31年の当選議員の任期を約3年10か月に短縮する「議会の議員の任期の特例」議案を記名投票により可決。

令和

●1年12月

「兵庫県議会の公文書の管理に関する条例」を公布。(2年4月1日施行)



●2年4月

議長が「危機事案の発生」を宣言し、「県議会新型コロナウイルス感染症対策調整会議」を設置。

●4年12月

「兵庫県議会の保有する個人情報の保護に関する条例」を公布。(5年4月1日施行)



●5年4月

「議会の議員の任期の特例」により選挙期日と議員任期の「ずれ」が解消。



●5年5月

議場棟の耐震診断結果により、本会議を県庁第3号館で開催。同年9月以降は、兵庫県公館で開催。10月に議場のあり方検討会議を設置。



兵庫県公館

●6年6月

地方自治法第100条の規定に基づき文書問題調査特別委員会(百条委員会)を設置。

●7年6月

「兵庫県議会議員の政治倫理に関する条例」を公布。(同年6月13日施行)



●8年3月

新たな議会棟整備に向け、議場規模や傍聴機能の充実策等を調査・検討するため、新議会棟整備協議会を設置。

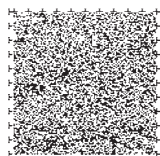
広告欄のため不掲載

あなたの声を県政に

兵庫県議会

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

☎(078) 341-7711 (代)



音声コード(Uni-Voice)



兵庫県は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。